

第五十回 参議院大蔵委員会会議録第二号

昭和三十七年一月三十日(火曜日)
午前十時四十分開会

委員の異動

十二月十二日委員成瀬幡治君辞任につき、その補欠として千葉千代世君を議長において指名した。

十二月十三日委員千葉千代世君辞任につき、その補欠として成瀬幡治君を議長において指名した。

正月二十三日委員大矢正君及び天田勝

正君辞任につき、その補欠として江田

三郎君及び棚橋小虎君を議長において指名した。

正月二十四日委員梶原茂喜君辞任につき、その補欠として高橋衛君を議長に

おいて指名した。

正月二十五日委員竹中恒夫君及び江田

三郎君辞任につき、その補欠として中

野文門君及び平林剛君を議長において指名した。

委員長の異動

正月二十四日大竹平八郎君委員長辞任につき、その補欠として棚橋小虎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長

棚橋 小虎君

上林 忠次君

佐野 廣君

荒木 正三郎君

永末 英一君

市川 房枝君

○委員長(棚橋小虎君) ただいまから委員会を開きます。

当委員会の理事が現在一名欠けておりますので、まず理事の補欠選挙を行ないます。この方法は、先例に従い、成規の手続を省略し、委員長において指名する

ことにしておいたいと存じますが、御異議ございませんか。

委員

青木 一男君

大谷 賛雄君

中野 文門君

西川 甚五郎君

堀 未治君

前田 久吉君

野溝 勝君

大竹 平八郎君

原島 宏治君

須藤 五郎君

坂入 長太郎君

宜実君

山下 武利君

奥野 誠亮君

政府委員

大蔵省政務次官

大蔵省管財局長

自治省財政局長

事務局側

常任委員

会専門員

大蔵省管財局長

奥野 誠亮君

本日の会議に付した案件

○理事の補欠互選の件

(今期国会提出予定の大蔵省関係法
律案に関する件)

○租税及び金融等に関する調査

(国有財産の管理等に関する件)

「[異議なし]と呼ぶ者あり」

○委員長(棚橋小虎君) 御異議ないと認めます。よって、委員長は理事に荒木正三郎君を指名いたします。(拍手)

○委員長(棚橋小虎君) 次に、今期国会に提出を予定されている大蔵省関係の法律案について、大蔵省当局から説明を聽取することといたします。

○委員長(棚橋小虎君) 明を聽取することといたします。

○委員長(棚橋小虎君) ちょっと速記をやめて下さい。

〔午前十時四十分速記中止〕

〔午前十時三十七分速記開始〕

○委員長(棚橋小虎君) 速記を始め

だいたよろしくございます。一万余りでありますのが、三千数百になつたわけでございます。

○野溝勝君 そうすると、大体、県の

従来の行政指導も相当変わつてゐる

思ひうるのでござります。それと同時に、財政関係も相当いろいろ複雑になり、かつまた、調整をしなければならぬ段階にあると思ひうございますが、こちよつと速記をやめて下さい。

○野溝勝君 私もそろ解釈しておつたわきでございます。

○野溝勝君 そういふと、大体、県の

思ひうのでござります。それと同時に、財政関係も相当いろいろ複雑になり、かつまた、調整をしなければならぬ段階にあると思ひうございますが、こちよつと速記をやめて下さい。

○野溝勝君 私もそろ解釈しておつたわきでございます。

○政府委員(奥野誠亮君) 御承知のよ

うに、政府の諸問題機関として地方制度調査会がござります。そこでいろいろ

問題が論議されているわけでございま

すが、その前にいわゆる管理委員会が

ございまして、行政事務の再配分のこ

とが論議されております。これらを一貫して流れております考え方方は、でき

て、この際ひとつ自治省の当局から

お伺いいたしたいと思います。

○野溝勝君 ちようど予算審議に入る

言を求められておりますので、これを許します。

○委員長(棚橋小虎君) 野溝君から發

前なので、大蔵委員長といたしまして

も関心を持っておる問題でござります

ので、この際ひとつ自治省の当局から

お伺いいたしたいと思います。

○野溝勝君 ちようど予算審議に入る

言を求められておりますので、これを許します。

○野溝勝君 ちようど予算審議に入る

言を求められておりますので、これを許します。

と思うのでございまして、これは一例でございますが、実際地方を歩いてみると、なかなか中央で考えていく

みますると、なかなか中央で考えてい

るようになつておらぬようですね。た

とえば私の長野県の上伊那郡でも町村

の多くが合併をいたしまして、九町村

ぐらいしかない。市が二つに、あとは

九つの町村です。従来、三十カ町村

あったわけなんです。郡の町村として

九つあるのは数の多いほうでございま

して、ある郡では整理されまして町村

三つくらいのところがある。そうする

と、従来、地方事務所というものは県

の行政機関延長として、直接郡下にお

ける、町村の指導連絡、そういう任務を

帯びておつたのですが、合併後における

地方事務所は、従来のような、そん

な仕事の範囲といいうものは縮小され

いると思います。だのにかかわらず、

依然として人員の点におきましても、

または機構の点におきましても、一つ

も整理されておらぬのですね。そういう

ような状態だとすると、逼迫してい

る地方財政の立て直しどころか、一そ

う苦しくなるようになります。それが、そ

ういう点について、特に地方自治庁に

おける財政当局の衝に当たつてお

りませんか、お伺いしたいと思うのです

して参りますと、どうしても、今まで
ばらばらに行なっているよりも、ある
程度能率的に仕事ができるということ
で、人員の縮小も可能だと、こういう考
え方を従来からとつて参ってきており
まして、そういう意味で、地方財政計
画上の職員数につきまして、あるいは
は地方交付税の計算上の職員数につき
ましても、減少、縮減を行なったわけ
でございます。また、多くの地方団体
においては、そういう方向をとつてい
るわけであります。御指摘の長野県に
ついては詳しく述べておりますが、長
野県も多くの府県におきましては、
従来たくさんあつた地方事務所をうん
と数を少なくしてしまう、あるいはま
たそういうような地方事務所を全廃し
まして、ただ、税務事務所であります
とか、検査のための事務所であります
とか、そういうものに限定して設置
するというような方法をとつたところ
もござります。昔のままの地方事務所
の数を残しているところがあるとしま
すとか、そういうものに限定して設置
するというような方法をとつたところ
もござります。こう私承知しております。
多くの団体においては、かなり思い切つた地方事
務所の数の縮減をやつております。ま
た全廃をいたしまして、先ほど申し上
げましたように、能率的に事務を遂行
するという意味で、専門的な出先の機
関にとどめているというような方法を
とつてあるところもござります。

ただ、そのほかに、その後いろいろな仕事を積極的に地方団体が取り上げるようになっておりますので、そういう意味において職員数は全体としてもちろん従来よりもずっと多くなつて参つてきているわけでありまして、やはり福祉国家を実現するという意味において職員数もふえてくると見え方を従来からとつて参つてきておりまして、そういう意味で、地方財政計画上の職員数につきましても、あるいは地方交付税の計算上の職員数につきましても、減少、縮減を行なったわけでございます。また、多くの地方団体においては、そういう方向をとつてい
るわけであります。御指摘の長野県に
ついては詳しく述べておりますが、長
野県も多くの府県におきましては、
従来たくさんあつた地方事務所をうん
と数を少なくしてしまう、あるいはま
たそういうような地方事務所を全廃し
まして、ただ、税務事務所であります
とか、検査のための事務所であります
とか、そういうものに限定して設置
するというような方法をとつたところ
もござります。昔のままの地方事務所
の数を残しているところがあるとしま
すとか、そういうものに限定して設置
するというような方法をとつたところ
もござります。こう私承知しております。
多くの団体においては、かなり思い切つた地方事
務所の数の縮減をやつしております。ま
た全廃をいたしまして、先ほど申し上
げましたように、能率的に事務を遂行
するという意味で、専門的な出先の機
関にとどめているというような方法を
とつてあるところもござります。

○政府委員(奥野誠亮君) 野溝さんの意見におきましては全く同感でござります。長野県につきましては、実は再建団体でございますので、私のほうも再建計画の変更等を通じてよく見ておつしやいました方向は、大蔵省としても再建するつもりでござりますけれども、御心配のようない点が将来ともありますように、一そつ注意して参りたい

意味において、行政の範囲も広まつ
て、その面から職員数もふえてくると
度能率的に仕事ができるということ
で、人員の縮小も可能だと、こういう考
え方を従来からとつて参つてきており
まして、そういう意味で、地方財政計
画上の職員数につきましても、あるい
は地方交付税の計算上の職員数につき
ましても、減少、縮減を行なったわけ
でございます。また、多くの地方団体
においては、そういう方向をとつてい
るわけであります。御指摘の長野県に
ついては詳しく述べておりますが、長
野県も多くの府県におきましては、
従来たくさんあつた地方事務所をうん
と数を少なくしてしまう、あるいはま
たそういうような地方事務所を全廃し
まして、ただ、税務事務所であります
とか、検査のための事務所であります
とか、そういうものに限定して設置
するというような方法をとつたところ
もござります。昔のままの地方事務所
の数を残しているところがあるとしま
すとか、そういうものに限定して設置
するというような方法をとつたところ
もござります。こう私承知しております。
多くの団体においては、かなり思い切つた地方事
務所の数の縮減をやつしております。ま
た全廃をいたしまして、先ほど申し上
げましたように、能率的に事務を遂行
するという意味で、専門的な出先の機
関にとどめているというような方法を
とつてあるところもござります。

○野溝勝君 私もその点についてはよ
くわかるのでござりますけれども、長
野県初め各県におきましては、整理さ
れた傾向と努力の跡が見えないです
。だから、今お話しのように、福祉事
務の線に沿つて地方が活動される、
そのために人間がふえるというよう
なことは当然だと思うのですけれども、
も、そういうことがないので、地方事
務所の存置は急速に措置すべきである
と思う。今のお答弁のように、福祉事
務でなくして、従来と同じような事務機
構を依然として踏襲しているのです
ね。こういうような点について、末端の町村がそ
ういうふうな使い方をされているよ
りは、そういう金をひとつ町村に還元
してもらいたいとか、あるいはむしろ
事務がもつと簡略化されなければなら
なければ、それはむしろ例外だろうと、
こう私承知しております。多くの団体
においては、かなり思い切つた地方事
務所の数の縮減をやつております。ま
たそのような方法をとつたところをうん
と数を少なくしてしまう、あるいはま
たそういうような地方事務所を全廃し
まして、ただ、税務事務所であります
とか、検査のための事務所であります
とか、そういうものに限定して設置
するというような方法をとつたところ
もござります。昔のままの地方事務所
の数を残しているところがあるとしま
すとか、そういうものに限定して設置
するというような方法をとつたところ
もござります。こう私承知しております。
多くの団体においては、かなり思い切つた地方事
務所の数の縮減をやつております。ま
た全廃をいたしまして、先ほど申し上
げましたように、能率的に事務を遂行
するという意味で、専門的な出先の機
関にとどめているというような方法を
とつてあるところもござります。

○野溝勝君 これはまあ話が戦時中に
戻るのですが、国有林野を一応払い下
ります。払い下げをすれば、それはすでに大
蔵省としては何ら関知するところでは
ないわけであります。

○野溝勝君 これはまあ話が戦時中に
戻るのですが、国有林野を一応払い下
ります。払い下げをして、それはすでに大
蔵省としては何ら関知するところでは
ないわけであります。

○野溝勝君 その払い下げをまた一
般の民間にするという場合もあり得る
ですね。演習地を払い下げていく場
合であります。その払い下げの機関が
もあつたので、私はこの際ここで
打ち切れますが、特に地方財政交付金
を出し再建団体にもなつておるような
自治体に対しては、矛盾のないよう
に、かつ事務の簡略という点について
一そう中央当局は地方当局と十分話を
されて、行政指導をもつと機動的にい
うように、あるいは末端の町村がそ
ういうふうなやり方をやつております。
そこで、それを機構の改正やらあるいは
その払い下げた団体が解散をするとか
そのような場合があるんですね。そ
れもありましたので、私はこの際ここで
処理するという問題も起こつてくる場
合があります。その払い下げの機関が
もあつたので、私はこの際ここで
打ち切れますが、特に地方財政交付金
を出し再建団体にもなつておるような
自治体に対しては、矛盾のないよう
に、かつ事務の簡略という点について
一そう中央当局は地方当局と十分話を
されて、行政指導をもつと機動的にい
うように、あるいは末端の町村がそ
ういうふうなやり方をやつております。

○野溝勝君 ちょっとと御質問が取りにくいでございま
す。そういうのはどうするんですか。
○野溝勝君 今、局長さんから御答弁
もありましたので、私はこの際ここで
打ち切れますが、特に地方財政交付金
を出し再建団体にもなつておるような
自治体に対しては、矛盾のないよう
に、かつ事務の簡略という点について
一そう中央当局は地方当局と十分話を
されて、行政指導をもつと機動的にい
うように、あるいは末端の町村がそ
ういうふうなやり方をやつております。
そこで、それを機構の改正やらあるいは
その払い下げた団体が解散をするとか
そのような場合があるんですね。そ
れもありましたので、私はこの際ここで
打ち切れますが、特に地方財政交付金
を出し再建団体にもなつておるような
自治体に対しては、矛盾のないよう
に、かつ事務の簡略という点について
一そう中央当局は地方当局と十分話を
されて、行政指導をもつと機動的にい
うように、あるいは末端の町村がそ
ういうふうなやり方をやつております。

○野溝勝君 ちよとと御質問が取りにくいでございま
す。そういうのはどうするんですか。
○野溝勝君 今、局長さんから御答弁
もありましたので、私はこの際ここで
打ち切れますが、特に地方財政交付金
を出し再建団体にもなつておるような
自治体に対しては、矛盾のないよう
に、かつ事務の簡略という点について
一そう中央当局は地方当局と十分話を
されて、行政指導をもつと機動的にい
うように、あるいは末端の町村がそ
ういうふうなやり方をやつております。
そこで、それを機構の改正やらあるいは
その払い下げた団体が解散をするとか
そのような場合があるんですね。そ
れもありましたので、私はこの際ここで
打ち切れますが、特に地方財政交付金
を出し再建団体にもなつておるような
自治体に対しては、矛盾のないよう
に、かつ事務の簡略という点について
一そう中央当局は地方当局と十分話を
されて、行政指導をもつと機動的にい
うように、あるいは末端の町村がそ
ういうふうなやり方をやつております。

○野溝勝君 ちよとと御質問が取りにくいでございま
す。そういうのはどうするんですか。
○野溝勝君 今、局長さんから御答弁
もありましたので、私はこの際ここで
打ち切れますが、特に地方財政交付金
を出し再建団体にもなつておるような
自治体に対しては、矛盾のないよう
に、かつ事務の簡略という点について
一そう中央当局は地方当局と十分話を
されて、行政指導をもつと機動的にい
うように、あるいは末端の町村がそ
ういうふうなやり方をやつております。
そこで、それを機構の改正やらあるいは
その払い下げた団体が解散をするとか
そのような場合があるんですね。そ
れもありましたので、私はこの際ここで
打ち切れますが、特に地方財政交付金
を出し再建団体にもなつておるような
自治体に対しては、矛盾のないよう
に、かつ事務の簡略という点について
一そう中央当局は地方当局と十分話を
されて、行政指導をもつと機動的にい
うように、あるいは末端の町村がそ
ういうふうなやり方をやつております。

○野溝勝君 ちよとと御質問が取りにくいでございま
す。そういうのはどうするんですか。
○野溝勝君 今、局長さんから御答弁
もありましたので、私はこの際ここで
打ち切れますが、特に地方財政交付金
を出し再建団体にもなつておるような
自治体に対しては、矛盾のないよう
に、かつ事務の簡略という点について
一そう中央当局は地方当局と十分話を
されて、行政指導をもつと機動的にい
うように、あるいは末端の町村がそ
ういうふうなやり方をやつております。

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

請願者 千葉県船橋市宮本町三
ノ六九一 斎藤徳隆外

受付 第二七号 昭和三十六年十二月九日
受理 する請願(二十六通)

し好飲料、清涼飲料の物品税廃止に関する請願

紹介議員 林田 正治君
北里雄平外三十六名

この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

第五七号 昭和三十六年十二月十一
日受付 清涼飲料、し好飲料の物品税改廃に関する請願(十通)

請願者 熊本市比丘尼町一 米
島徳治外九名

受付 第二六八号 昭和三十六年十二月十
四日受付 清涼飲料、し好飲料の物品税改廃に関する請願(二十六通)

請願者 名古屋市中区東雲町三
八名古屋飲料株式会社
取締役社長 神野秀吉
外二十五名

紹介議員 赤間 文三君
現行物品税法によると、し好飲食料
(酒類飲料、清涼飲料)炭酸飲料・果実
飲料・乳性飲料」茶・コーヒー・ココ
ア等「原料課税」牛乳、菓子、水あめ、
氷水、果実等)のうち、清涼飲料のみ
課税されており、その課税取扱い措置
もきわめて複雑、不均衡である。また、
清涼飲料業者は、大部分が零細業
者であり、かつ現在中小企業団体法に
よる調整事業を実施中であるから、當
業界育成のために、同法の課税物品表
中の第二種四十五・し好飲料と第三種
三清涼飲料の物品税を廢止せられたい
との請願。

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

請願者 大阪市生野区鶴橋北之
町一ノ三一七松山食品
工業株式会社取締役社
長 松山道吉外七十八

受付 第二七七号 昭和三十六年十二月十
四日受付 清涼飲料、し好飲料の物品税改廃に関する請願

請願者 富山市桜町四七九富山
県清涼飲料工業協同組
合理事長 岡崎義忠
四十九名

紹介議員 仲原 善一君
この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

請願者 三重県四日市市西町
二、四〇六有限会社キ
ング鉄泉 月野静躬外
四十九名

受付 第三三号 昭和三十六年十二月九日
受理 し好飲料、清涼飲料の物品税廃止に関する請願(五十通)

紹介議員 井野 穎哉君
この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

請願者 長田續外一名
紹介議員 仲原 善一君
この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

受付 第一九四号 昭和三十六年十二月十
二日受付 し好飲料、清涼飲料の物品税廃止に関する請願(二通)

紹介議員 郡 祐一君
この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

請願者 島根県松江市東本町四
ノ三二中西物産株式会
社取締役社長 中西康
祐外一名

受付 第二八号 昭和三十六年十二月九日
受理 し好飲料、清涼飲料の物品税廃止に関する請願

請願者 東京都板橋区志村清水
町二一四今西飲料株式
会社代表取締役 今西
有造
紹介議員 佐野 廣君
この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

請願者 福井市湊下町八五荒井
五名
紹介議員 小幡 治和君
この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

受付 第五八号 昭和三十六年十二月十一
日受付 し好飲料、清涼飲料の物品税廃止に関する請願(三十七通)

紹介議員 古池 信三君
名会社渡辺商店代表者
渡辺泰一外四名
この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

請願者 岐阜市長住町八丁目合
紹介議員 古池 信三君
この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

受付 第二〇一号 昭和三十六年十二月十
三日受付 し好飲料、清涼飲料の物品税廃止に関する請願(四通)

請願者 熊本市本山町一一九
紹介議員 木暮武太夫君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

日受理	写真機、フィルム等の物品税軽減に関する請願	埼玉県浦和市北浦和町 四ノ一〇埼玉県写真材料組合内 小栗七郎 外一名
紹介議員 大泉 寛三君	この請願の趣旨は、第五九号と同じである。	紹介議員 岡崎 真一君 岸田 幸雄君
第七一號 昭和三十六年十二月十一日受理	写真機、フィルム等の物品税軽減に関する請願	この請願の趣旨は、第五九号と同じである。
紹介議員 大川 光三君	この請願の趣旨は、第五九号と同じである。	紹介議員 小柳 牧衛君
第七二號 昭和三十六年十二月十一日受理	写真機、フィルム等の物品税軽減に関する請願	この請願の趣旨は、第五九号と同じである。
紹介議員 和歌山市本町二ノ六和	この請願の趣旨は、第五九号と同じである。	紹介議員 古池 信三君
第七三號 昭和三十六年十二月十一日受理	写真機、フィルム等の物品税軽減に関する請願	この請願の趣旨は、第五九号と同じである。
紹介議員 塩見 俊二君	この請願の趣旨は、第五九号と同じである。	紹介議員 西郷 吉之助君
第九〇號 昭和三十六年十二月十一日受理	たばこ販売手数料引上げに関する請願	この請願の趣旨は、第五九号と同じである。
紹介議員 田中 茂穂君	この請願の趣旨は、第五九号と同じである。	紹介議員 田中 武雄
第一五七號 昭和三十六年十二月十日受理	袋物類の物品税撤廃に関する請願	この請願の趣旨は、第五九号と同じである。
紹介議員 千九名	葉たばこ収納価格引上げに関する請願	この請願の趣旨は、第五九号と同じである。
紹介議員 高橋 篤君	宮沢高次郎外一万八千九百九十九名	この請願の趣旨は、第五九号と同じである。
第一九二號 昭和三十六年十二月十日受理	退職金の課税免除に関する請願	この請願の趣旨は、第五九号と同じである。
紹介議員 鈴木 恒一君	請願者 大阪市南区周防町二一御津ビル二十九号室全國定年退職者連盟内 未広昇	この請願の趣旨は、第五九号と同じである。
第三二五號 昭和三十六年十二月十日受理	請願者 大阪市南区周防町二一御津ビル二十九号室全國定年退職者連盟内 未広昇	この請願の趣旨は、第五九号と同じである。

この請願の趣旨は、第三〇五号と同じである。

二ノ〇有限公司オーパー^ル商会代表取締役
寺田定雄

である。

する請願 請願者 長野県埴科郡戸倉町
一、八五五合資会社坂井酒造場内 村尾留吉

である。

第四九三号 昭和三十六年十二月二十三日受理 し好飲料、清涼飲料の物品税廃止に関する請願

である。

第三二一号 昭和三十六年十二月十六日受理 し好飲料、清涼飲料の物品税廃止に関する請願

この請願の趣旨は、第三〇五号と同じである。

八日受理 し好飲料、清涼飲料の物品税廃止に関する請願(二通)

する請願 請願者 岐阜市金町五丁目株式会社岐阜清飲泉所社長 熊田安五郎外一名

する請願

第三四二号 昭和三十六年十二月十六日受理 し好飲料、清涼飲料の物品税廃止に関する請願

この請願の趣旨は、第三〇五号と同じである。

八日受理 し好飲料、清涼飲料の物品税廃止に関する請願(六通)

する請願 請願者 会社岐阜清飲泉所社式会員丸谷商會社長

する請願

第三二二号 昭和三十六年十二月十六日受理 し好飲料、清涼飲料の物品税廃止に関する請願

この請願の趣旨は、第三〇五号と同じである。

十一日受理 し好飲料、清涼飲料の物品税廃止に関する請願(一通)

する請願 請願者 鹿野治外五名紹介議員 古池信三君

する請願

第三二二号 昭和三十六年十二月十六日受理 し好飲料、清涼飲料の物品税廃止に関する請願

この請願の趣旨は、第三〇五号と同じである。

十一日受理 し好飲料、清涼飲料の物品税廃止に関する請願(一通)

する請願 請願者 古池信三君紹介議員

する請願

第三二二号 昭和三十六年十二月十六日受理 し好飲料、清涼飲料の物品税廃止に関する請願

この請願の趣旨は、第三〇五号と同じである。

十一日受理 し好飲料、清涼飲料の物品税廃止に関する請願(一通)

する請願 請願者 三木基紹介議員

する請願

第三二二号 昭和三十六年十二月十六日受理 し好飲料、清涼飲料の物品税廃止に関する請願

この請願の趣旨は、第三〇五号と同じである。

十一日受理 し好飲料、清涼飲料の物品税廃止に関する請願(一通)

する請願 請願者 宮澤喜一君紹介議員

する請願

第三二二号 昭和三十六年十二月十六日受理 し好飲料、清涼飲料の物品税廃止に関する請願

この請願の趣旨は、第三〇五号と同じである。

十一日受理 し好飲料、清涼飲料の物品税廃止に関する請願(一通)

する請願 請願者 三木基紹介議員

する請願

第三二二号 昭和三十六年十二月十六日受理 し好飲料、清涼飲料の物品税廃止に関する請願

この請願の趣旨は、第三〇五号と同じである。

十一日受理 し好飲料、清涼飲料の物品税廃止に関する請願(一通)

する請願 請願者 三木基紹介議員

する請願

第三二二号 昭和三十六年十二月十六日受理 し好飲料、清涼飲料の物品税廃止に関する請願

この請願の趣旨は、第三〇五号と同じである。

十一日受理 し好飲料、清涼飲料の物品税廃止に関する請願(一通)

する請願 請願者 三木基紹介議員

する請願

第三二二号 昭和三十六年十二月十六日受理 し好飲料、清涼飲料の物品税廃止に関する請願

この請願の趣旨は、第三〇五号と同じである。

十一日受理 し好飲料、清涼飲料の物品税廃止に関する請願(一通)

する請願 請願者 三木基紹介議員

する請願

第三二二号 昭和三十六年十二月十六日受理 し好飲料、清涼飲料の物品税廃止に関する請願

この請願の趣旨は、第三〇五号と同じである。

十一日受理 し好飲料、清涼飲料の物品税廃止に関する請願(一通)

する請願 請願者 三木基紹介議員

する請願

第三二二号 昭和三十六年十二月十六日受理 し好飲料、清涼飲料の物品税廃止に関する請願

この請願の趣旨は、第三〇五号と同じである。

十一日受理 し好飲料、清涼飲料の物品税廃止に関する請願(一通)

する請願 請願者 三木基紹介議員

する請願

第三二二号 昭和三十六年十二月十六日受理 し好飲料、清涼飲料の物品税廃止に関する請願

この請願の趣旨は、第三〇五号と同じである。

十一日受理 し好飲料、清涼飲料の物品税廃止に関する請願(一通)

する請願 請願者 三木基紹介議員

する請願

第三二二号 昭和三十六年十二月十六日受理 し好飲料、清涼飲料の物品税廃止に関する請願

この請願の趣旨は、第三〇五号と同じである。

十一日受理 し好飲料、清涼飲料の物品税廃止に関する請願(一通)

する請願 請願者 三木基紹介議員

する請願

第三二二号 昭和三十六年十二月十六日受理 し好飲料、清涼飲料の物品税廃止に関する請願

この請願の趣旨は、第三〇五号と同じである。

十一日受理 し好飲料、清涼飲料の物品税廃止に関する請願(一通)

する請願 請願者 三木基紹介議員

する請願

する請願 請願者 東京都中央区月島通五

ノ八 川本寛司

紹介議員 下條 康麿君

現行物品税法による、し好飲食料
(酒類飲料、清涼飲料、炭酸飲料、果実
飲料・乳性飲料、茶・コーヒー・ココア
等「原料課税」牛乳、菓子、水あめ、
氷水、果実等)のうち、清涼飲料のみ

課税されており、その課税取扱い措置
もきわめて複雑、不均衡である。また、
清涼飲料業者は、ほとんどが零細業者
であり、かつ、現在中小企業団体
法による調整事業を実施中であるか
ら、当業界育成安定のためと中小企業
擁護の見地から同法課税物品表中、第
三種の清涼飲料と第二種のし好飲料の
課税を廃止せられたい。また、それが
不可能なときは、課税上の不均衡は
正、炭酸水の廃税、清涼飲料を従価税
に、そして中味百八十ミリリットルに
つき六円の免税点の設置、原料免税措
置の付与、及びし好飲料の税率を価格
の百分の五、並びに免税点を十五円に
引き上げること等について善処せられ
たいとの請願。

第三十九号 昭和三十六年十二月十
六日受理 清涼飲料、し好飲料の物品税改廢に
する請願(二通)

請願者 東京都江東区深川住吉

外一名 松 定吉君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じ
である。

第三九号 昭和三十六年十二月二
十一日受理 涼飲料工業組合内 古

十一日受理

清涼飲料、し好飲料の物品税改廢に
する請願(十五通)

請願者 徳島県名西郡神山町神

領字北二四五 滝上源

一外十四名

紹介議員 紅露 みつ君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じ
である。

第四五七号 昭和三十六年十二月二
十二日受理 清涼飲料、し好飲料の物品税改廢に
する請願

請願者 香川県大川郡大内町横

内株式会社七条商会内

七条菊治

紹介議員 津島 韶一君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じ
である。

第四五八号 昭和三十六年十二月二
十二日受理 清涼飲料、し好飲料の物品税改廢に
する請願

請願者 広島県呉市西二河通一

ノ九株式会社中元本店

代表取締役 中元庸

この請願の趣旨は、第三二八号と同じ
である。

第五七二号 昭和三十六年十二月二
十六日受理 清涼飲料、し好飲料の物品税改廢に
する請願(二通)

請願者 新潟市東添川通四ノ町

三、三七八美雪食品株

式会社代表取締役 八

木種衛外一名

紹介議員 小柳 牧衛君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じ
である。

第五八八号 昭和三十六年十二月二
十七日受理 清涼飲料、し好飲料の物品税改廢に
する請願

請願者 愛媛県今治市旭町四ノ

一、二〇八長井正明

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じ
である。

第五五八号 昭和三十六年十二月二
十六日受理 清涼飲料、し好飲料の物品税改廢に
する請願

請願者 京都市上京区一条通御

前通西入大上之町八二

国民金融公庫職員組合内

菊田頼

紹介議員 成瀬 哲治君

この請願の趣旨は、第五五七号と同じ
である。

第五六二号 昭和三十六年十二月二
十六日受理 国民金融公庫職員組合内

藤田藤太郎君

賀健太郎

紹介議員 錦島 直紹君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じ
である。

第五五九号 昭和三十六年十二月二
十六日受理

国民金融公庫職員増員に関する請願

請願者 東京都北区王子本町一

ノ四国民金融公庫従業員組合王子支部内

小山賢三

紹介議員 森中 守義君

国民金融公庫は、昭和二十四年六月に
設立され以来、年々拡充発展し、今

や全国三百六十万の中小企業者にとつ

する請願

請願者 名古屋市中村区大正町

五ノ五〇姫矢飲料製造所内

近藤 信一君

この請願の趣旨は、第三二八号と同じ
である。

紹介議員 重原重男

所内 重原重男

夜その業務運営に尽力している。現

在、公庫の支所は、全国に九十箇所あ

り、その貸付対象は都市ののみに限ら

ず、広く全国に及んでおり、しかも、

その事務処理状況は、支所の直接扱い

が全体の八割を占めるという特色をも

つていている。また、公庫の総貸付残高

は、昭和三十一年度末現在二十七万四

千件、千百八十四億五千三百万円に達

しており、件数においては、全國銀行

の中小企業向貸出先数にほぼ匹敵して

いるが、これをわずか三千十七名(昭

和三十一年六月現在)の人員で運営し

ているため、外勤職員は仕事を家庭に

持ち帰り、毎日平均二時間も家庭内労

働を余儀なくされている実情であるか

ら、全従業員及びその家族が心から要

求している六百三名の人員増加を、ぜ

ひとも実現せられたいとの請願。

第五六一號 昭和三十六年十二月二
十六日受理

国民金融公庫職員増員に関する請願

紹介議員 大河原一次君

この請願の趣旨は、第五五七号と同じ
である。

第五六二號 昭和三十六年十二月二
十六日受理

国民金融公庫職員増員に関する請願

紹介議員 成瀬 哲治君

この請願の趣旨は、第五五七号と同じ
である。

第五六三號 昭和三十六年十二月二
十六日受理

国民金融公庫職員増員に関する請願

請願者 山口県下関市南郷町第一番ノ七国民金融公庫

従業員組合下関支部内戸石悦三

この請願の趣旨は、第五五七号と同じである。紹介議員 木下 友敬君

第五五七三号 昭和三十六年十二月二十六日受理 国民金融公庫職員増員に関する請願

請願者 愛知県豊橋市八町通二ノ五国民金融公庫從業員組合平支部内 戸渡昭

この請願の趣旨は、第五五七号と同じである。紹介議員 山本 米治君

第五五七四号 昭和三十六年十二月二十六日受理 国民金融公庫職員増員に関する請願

請願者 神奈川県川崎市南町一組合川崎支部内 戸田秀治

この請願の趣旨は、第五五七号と同じである。紹介議員 鈴木 恭一君

第五五七五号 昭和三十七年一月十一日受付 国民金融公庫職員増員に関する請願

請願者 京都市中京区東洞院通蛸薬師下ル国民金融公庫従業員組合京都支部内 池田洋

この請願の趣旨は、第五五七号と同じである。

紹介議員 永末 英一君

この請願の趣旨は、第五五七号と同じである。第六六〇号 昭和三十七年一月十一日受理 国民金融公庫職員増員に関する請願

請願者 福島県平市菱川町一ノ五国民金融公庫從業員組合平支部内 渡辺昭

この請願の趣旨は、第五五七号と同じである。紹介議員 田畑 金光君

一月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、保険業法の一部を改正する法律案

保険業法の一部を改正する法律案 保険業法の一部を改正する法律案 保険業法(昭和十四年法律第四十号)の一部を次のように改正する。
第一十二条ノ三第一号中「船舶ヲ保険ノ目的トスル損害保険事業ニ在リテハ保険料率ニ係ルモノヲ除ク」を削る。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

会に左の案件を付託された。一月二十三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、通行税法の一部を改正する法律案

一、相続税法の一部を改正する法律案

一、印紙税法の一部を改正する法律案
通行税法の一部を改正する法律案

通行税法の一部を改正する法律
通行税法(昭和十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

十、第二条中「百分ノ二十」を「百分ノ十」に改める。

第十五条を削り、第十六条中「法人ノ代表者」の下に「(法人ニ非ザル社団又は財團ニシテ管理人ノ定アル四条)」を「前条に改め、同条に次の四条」を「前条に改め、同条を十五条とする。シ」に加え、同条を十五条とする。

法人ニ非ザル社団又ハ財團ニシテ代表者又ハ管理人ノ定アルモノニ付前項ノ規定ノ適用アル場合ニ於テハ其ノ代表者又ハ管理人ガ其ノ訴訟行為ニ付其ノ社団又ハ財團ヲ代表スルノ外法人ヲ被告人又ハ被疑者トスル場合ノ刑事訴訟ニ関スル法律ノ規定ヲ準用ス

附則 第四項中「百分ノ二十」を「百分ノ十」に、「百二十分ノ二十」を「百分ノ十」に改める。

三十万円」を「二百万円と五十万円」と改める。

第十五条第一項中「百五十万円と三百六十万円」を「二百萬円と五十万円」と改める。

第十七条第一項中「法人の代表者」の下に「(管理者の定めのある人格のない社団又は財團の管理者を含む。)」を加え、同条に次の二項を加える。

二、前項に規定する代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財團について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者は又は管理者がその訴訟行為につき当該社団又は財團を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に対する法律の規定を準用する。

第七十三条を削る。

一、この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

2 改正後の通行税法第二条及び附則第四項の規定は、昭和三十七年四月一日以後に領収する旅客運賃等(同条に規定する旅客運賃等)に係る通行税については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により從前の例によることとされる通行税に係るこの法律の施行後にしては、なお従前の例による。

罰則の適用については、なお從前の例による。

相続税法の一部を改正する法律案
相続税法(昭和二十五年法律第七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九章 罰則(第六十八條—第七十三条)」を「第九章 罰則(第六十八條—第七十三条)」に改め(第六十八条—第七十二条)」に改め。

第十五条第一項中「百分ノ二十」を「十円」に、「並ニ外國通貨二十円」を「十円」に改め。

印紙税法(明治三十二年法律第五号)の一部を次のように改正する。

印紙税法(明治三十二年法律第五号)第一項第八号及び第九号中「二十円」を「十円」に、「並ニ外國通貨ヲ以テ表示ヲ為シタルモノ」を「外國通貨ヲ以テ表示ヲ為シタルモノ並ニ外國為替及び外國貿易管理法第二十七条乃至第三十条ノ規定ニ基ク政令ヲ以テ表示ヲ為シタル非居住者自自由勘定ヲ通ズル方法ニ依リ決済セラルモノニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ」に改め、同項第三十二号中「又ハ積金通帳」を「若ハ積金通帳又ハ相互通行若ハ無尽会社ノ發スル掛金通帳」に改める。

第十五条第七号中「一万円」を「五万円」に改める。

第六条中「又ハ」の下に「命令ノ定期額ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケ印紙額ニ相当スル現金ヲ政府ニ納付シ且」を加える。

第十四条中、「第四十八条规定は、昭和三十七年一月一日以後に相続又は遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。)により取得した財産に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る

産に係る相続税については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為並びにこの法律の施行前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税及び昭和三十六年十二月三十日以前に贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。)に受け取った財産に係る贈与税に對する罰則の適用については、より取得した財産に係る贈与税に對する罰則の適用については、より努力を生ずる贈与を除く。)に對する罰則の適用については、より取得した財産に係る贈与税に對する罰則の適用については、より努力を生ずる贈与を除く。)に對する罰則の適用については、より取得した財産に係る贈与税に對する罰則の適用については、より努力を生ずる贈与を除く。)に對する罰則の適用については、より取得した財産に係る贈与税に對する罰則の適用については、より努力を生ずる贈与を除く。)に對する罰則の適用については、より取得した財産に係る贈与税に對する罰則の適用については、より努力を生ずる贈与を除く。)に對する罰則の適用については、より努力を生ずる贈与を除く。)に對する罰則の適用については、より努力を生ずる贈与を除く。)に對する罰則の適用については、より努力を生ずる贈与を除く。)に對する罰則の適用については、より努力を生ずる贈与を除く。)

下に「(法人ニ非ザル社團又ハ財團ニシテ管理人ノ定アルモノノ管理人を含ム)」を加え、同条に次の二項を加える。

法人に非ザル社團又ハ財團ニシテ代表者又ハ管理人の定アルモノニ付

前項ノ規定ノ適用アル場合ニ於テハ

其ノ代表者又ハ管理人其ノ訴訟行為

ニ付其ノ社團又ハ財團ヲ代表スルノ

外法人ヲ被告人又ハ被疑者トスル場

合ノ刑事訴訟ニ関スル法律ノ規定ヲ

準用ス

附 則
1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に納めた、又は納めるべきであった印紙税については、なお從前の例による。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

一月二十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

一、地方自治法第百五十六条第六項

の規定に基づき、税關支署及び財務部出張所の設置に関し承認を求める法律案

一、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

一、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

一、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

一、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

一、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

一、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

法律第二百六十八号)の一部を次のように改正する。

第四条中「七百八十三億円」を「九

百八十三億円」に改める。

第十八条の三第一項中「二倍」を

「三倍」に改める。

附 則

この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、税關支署及び財務部出張所の設置に関し承認を求める件

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、税關支署及び財務部出張所の設置に関し承認を求める件

を求める件

神戸税關姫路出張所を税關支署とするとともに、中国財務局岡山財務部に倉敷出張所を設置する必要があるので、別紙とのおりその設置について、地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第百五十六条第六項の規定に基づき、国会の承認を求める。

神戸税關姫路出張所を税關支署と

するとともに、中国財務局岡山財務部に倉敷出張所を設置する必要があるので、別紙とのおりその設置について、地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第百五十六条第六項の規定に基づき、国会の承認を求める。

一月二十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、政府関係金融機関の資金増額に関する請願(第六九五号)(第七一二号)

一月二十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、政府関係金融機関の資金増額に関する請願(第六九四号)(第七一二号)

一月二十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、葉たばこ収納価格引上げ等に關する請願(第六九五号)(第七一二号)

一月二十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、葉たばこ収納価格引上げ等に關する請願(第六九四号)(第七一二号)

昭和三十七年二月一日印刷

昭和三十七年二月三日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局